

報道関係者各位

建物火災多発警報の発令について

令和7年4月13日(日)から19日(土)までの7日間に、県内において、9件の建物火災が発生しました。このため、県では4月20日(日)から4月26日(土)までの1週間を期間とする「建物火災多発警報」を発令しました。当該警報の発令は、令和5年4月24日(期間4/24～4/30)以来の発令となります。

4月13日(日)以降に発生した建物火災9件の内訳は、住宅4件、事業所等3件、小屋等2件となっています。

なお、県内における4月の建物火災の件数は、4月19日時点で12件、去年同期比で4件の増となっております。

つきましては、火災を未然に防止するため、県民の皆様により下記の点を重点的に呼びかけてくださるようお願いいたします。

記

建物火災防止のために県民の皆様をお願いしたいこと

◆「住宅防火 いのちを守る 10のポイント」

1 4つの習慣

- (1) 寝たばこは絶対にしない、させない。
- (2) ストープの周りに燃えやすいものを置かない。
- (3) こんろを使うときは火のそばを離れない。
- (4) コンセントはほこりを清掃し、不必要なプラグは抜く。

2 6つの対策

- (1) 火災の発生を防ぐために、ストーブやこんろ等は安全装置の付いた機器を使用する。
- (2) 火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する。
- (3) 火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類及びカーテンは、防災品を使用する。
- (4) 火災を小さいうちに消すために、消火器等を設置し、使い方を確認しておく。
- (5) お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく。
- (6) 防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う。

【問合せ先】消防救急課

課長補佐 小田部

電話：023-630-2226

【広報監】防災くらし安心部次長 岩瀬

(参考)

○県内の建物火災発生件数（平成27年～令和7年4月）（単位：件）

※令和6年、令和7年は速報値（令和7年4月は19日までの数値）

年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年計
令和7年	13	16	18	12									
令和6年	13	10	11	13	20	10	14	6	11	12	9	19	148
令和5年	38	21	12	24	6	6	5	17	11	11	15	15	181
令和4年	18	16	17	12	16	14	10	13	14	12	18	16	176
令和3年	13	14	16	13	13	13	12	11	13	15	9	15	157
令和2年	14	18	15	15	18	15	10	13	6	7	12	12	155
令和元年 (平成31年)	18	14	9	14	28	17	7	4	12	15	20	17	175
平成30年	15	16	12	16	7	14	15	11	13	10	9	16	154
平成29年	19	11	21	17	16	11	16	15	14	19	12	16	187
平成28年	15	18	20	15	16	6	8	14	10	10	16	15	163
平成27年	21	17	26	18	20	19	9	11	14	10	12	13	190